「年収の壁」への対応について

会社員の配偶者などで、パートやアルバイトをされている方は、年収 106 万円や 130 万円など一定以上の収入になると、社会保険料を支払う必要が発生します。

そのため、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える、いわゆる「年収の壁」が長年指摘されてきました。

これを克服するため、新たな助成金メニューの創設、配偶者手当の見直し促進など、「年収の壁・支援強化パッケージ」を、10 月からスタートしました。

「年収の壁・支援強化パッケージ」に関する詳細は、下記のＱＲコードから、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

ご不明な点があるときは

年収の壁に関する厚生労働省ＨＰはこちら

「年収の壁突破・総合相談窓口」にご相談ください。

（電話番号：０１２０―０３０―０４５）